

学校いじめ防止基本方針

貝塚市立南小学校

令和7年4月

第1章 はじめに

本校は、児童数が600名弱の、貝塚市内においては中規模校の一つである。地域の方、保護者との連携・協力も盛んで、登下校の見守り、各種学校行事への参加等、地域一体となって子どもたちの教育活動を支えている。子どもたちが本校においてのびのびと生活し、育っていけるように教職員も一丸となって子どもたちに向き合っていこうと考えている。その中で、大切にしていることは子どもたちの様子をしっかりと見つけ、些細な変化を見逃さない洞察力、そして、子どもの様子に関わる情報の速やかな伝達と共有化である。この心構え、体制については学校を上げて徹底できるようにしていく。

また、情報化社会と言われている現代において、携帯電話をはじめとする情報ツールは子どもたちの生活にもどんどん入ってきている現状がある。本校においても、アンケートの結果から、年々所持率が高まってきている実態を把握している。この点については、情報モラルという観点で授業実践、外部講師を招いての学習、啓発活動を重ね、それとともにやはり地域、家庭と連携して気になる様子を交流しながら適切な指導、助言をしていきたい。

第2章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、『仲間とつながり、主体的に学ぶ子どもの育成』を教育目標と設定している。そのための重点目標の一つに人権教育の推進を掲げ、人権尊重の教育を中心に、人間としてのあり方・生き方の基盤を培うことに取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象である。この認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的又は形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認しながら、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないように努める。

例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

生活指導主担者を含む複数の教職員

心理・福祉の専門家である SC、SSW

弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家

※『複数の教職員』とは学校の管理職や教務主任、生活指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、支援学級主任、教科担任等から、実情に応じて決定する。

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの早期発見

エ いじめの事案の対処

オ 教職員の資質向上のための校内研修

カ 年間計画の企画と実施

キ 年間計画進捗のチェック

ク 各取組の有効性の検証

ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめ対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いのある事案に関する情報が共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制とする。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。

事案に対応する際には、各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に報告（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）する。

4. 年間計画

本基本方針に沿って、次のとおり実施する。

年間計画表は別紙参照

5. 学校いじめ防止基本方針の運用

学校は、「学校いじめ防止基本方針」について、児童や保護者、関係機関等に対していじめに対する考え方や取組について説明し、理解を得る。学校のホームページに掲載したり、必ず入学時・各年度の開始時に説明したりする機会を持つ。

いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

また、「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して機能しているかを校内に設置した組織において点検するとともに、学校評価の評価項目に位置付け、児童や保護者、地域関係者等の意見を取り入れながら、PDCA サイクルにより必要に応じて見直す。

第3章 いじめの防止

1. 基本的な考え方

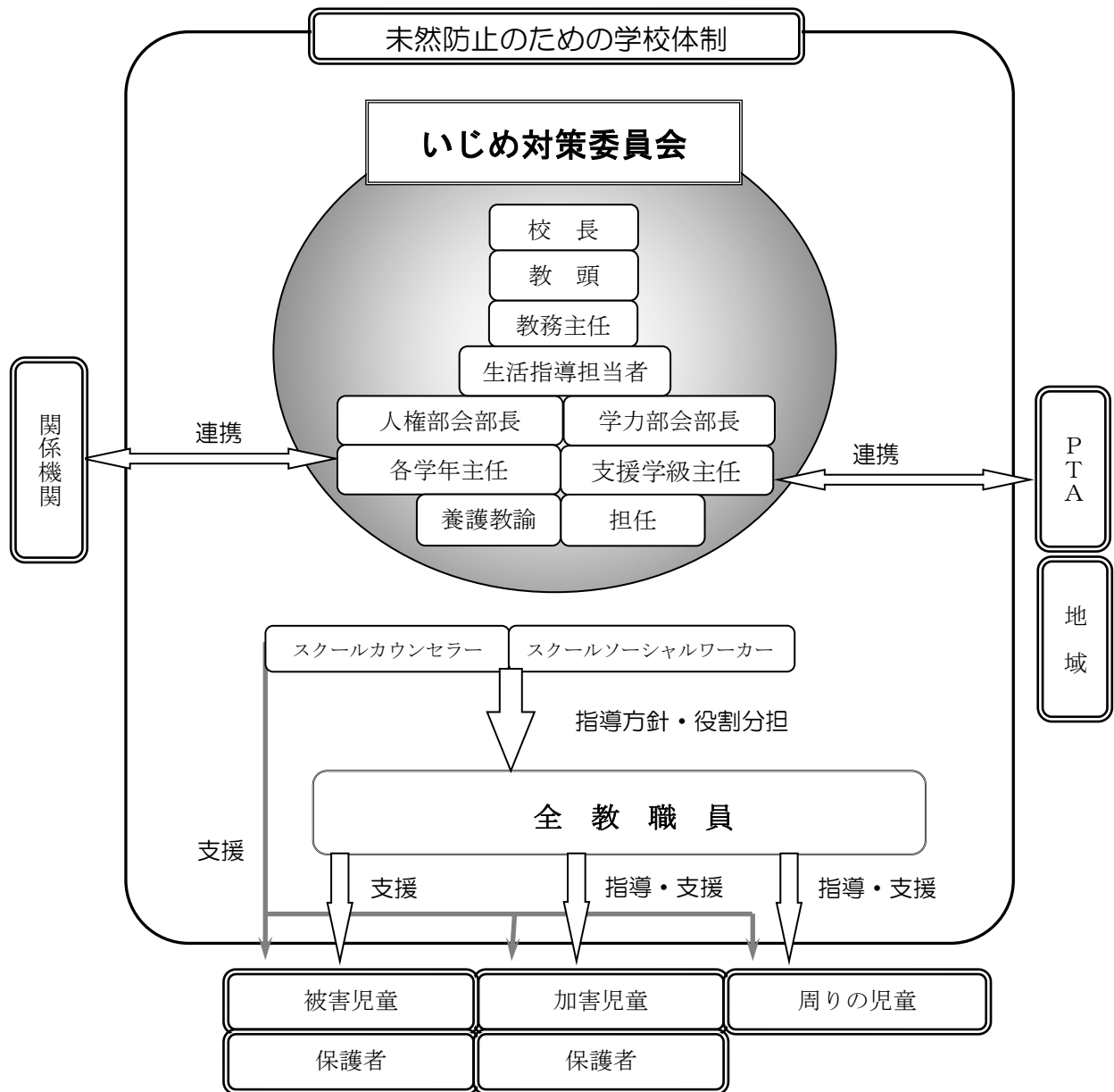
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

本校においては、子どもたちが人権感覚を培うために系統立てた人権教育を推進していくとともに、学年や学級における集団づくりを重視し、自分も友だちも大切にできるようにしていきたい。その取り組みの進捗状況や改善等を話し合う組織として「いじめ対策委員会」を設置する。教職員の連携はもとより、関係機関や地域・保護者との連携協力も大切にしていく。

いじめの未然防止という観点では、家庭訪問や懇談など保護者と話をする場を有効に活用していくとともに、アンケート等も行い、子どもの悩みや不安をより把握できるような取り組みを進め、さらに、普段から子どもたちと教職員との信頼関係づくりを意識し、安心して話ができる素地を整えていきたい。また、いじめ防止プログラムといった学習を全学年で実施し、一人ひとりを尊重し、大切にできる心の育成に努める。

【貝塚市立南小学校 体制図】



2. いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめ早期発見チェックシートを配布し、子どもの様子を見ていくときの指標となるようにしていく。また、子どもの様子について教職員間で交流を密にし、気になる様子を見落とさない体制を構築していく。

児童生徒に対しては、人権教育や道徳の時間において、自己の人権感覚を高めていく機会とし、また、全学年でいじめに関する意識調査（アンケート）を実施し、具体的にいじめは絶対に許さないという指導の機会も設定していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

そのために、学級におけるグループ活動、異学年交流、支援学級との交流、視覚や聴覚に障害のある方との交流といった様々な出会いと交流の場をもち、違いを認め合え、尊重できる心を育てていく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、児童一人ひとりが集団の中で活躍できるように、係活動や行事等の実行委員、課外クラブ活動を活性化させ、達成感や充実感を持てるような取り組みを大切にしていきたい。

また、学校生活の大半を占める授業において、子どもたちがわかる喜びを感じることも充実感を高める大きな要素であるにとらえ、わかりやすい授業づくりに努める。

さらに、教職員の言動やいじめに対する認識、指導の在り方に注意を払うため、生活指導に関わる校内研修を実施し、職員が共通認識で子どもたちの指導・支援にあたれるように努める。

(4) 学校でのいじめ防止のための指導に当たっては、

- ・ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうること等についても、発達の段階に応じて、裁判例等の実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取り組みを行う。

(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して、児童に情報モラルを身につけさせる指導も実施する。

一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であることを踏まえ、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。

(6) 児童生徒が自らいじめについて学び、自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、上述したような学級や学年における取り組みを実態に応じて設定し、実践につなげていく。

第4章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

そのため、日常子どもたちと接していく中で、様子の変化に気づくことができる力、暴力や暴言等が集団の中でどのように起こっているかを把握できる力、そして、一人ひとりが輝き、自分も友だちも大切にできる集団にしていこうという教師としての熱意が必要である。

また、学年間での情報交換を密にし、子どもたちを学校全体で見えていくという体制や心構えも教職員一人ひとりが大切にしていかなければならない。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、まずは日常の観察として「いじめ早期発見チェックシート」を活用する。
これは、年度初めに全教職員に配布し、教職員が同じ視点で児童を見ていけるようにするためである。
また、6月に学校全体でアンケートを行い、児童それぞれの実態を把握していくことに活用していく。さらに、児童の思いを把握する中で、必要に応じてスクールカウンセラー等に相談できる体制づくりもできている。日々の教職員と児童とのかかわりの中で、気になる様子を交流し、保護者とも連携しながら進めていく。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るために、まずは教職員が日々の児童の様子から保護者に伝えておきたいこと、または家庭での様子を積極的に共有し、関係づくりをしていくことが大前提である。日々の積み重ねを大切にして、保護者も安心して相談できる環境を築いていく。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制としてまず、児童やその保護者については前述の通り、普段からの関係づくりに重点を置くことが大切である。教職員については、学年内における児童の様子の交流を基本としながら職員会議等でも児童の様子を交流し、みんなの目で児童を見守る体制を大切にしていく。さらに、生活指導担当に情報を一本化する仕組みをより浸透させ、相談からその対応に至るまでの流れを徹底する。
- (4) 毎月発行している生活指導だよりで、児童にかかわる様々な悩みを相談できる体制を広く周知する。学校自己診断等を通して、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて校内において厳重に管理する。

第5章 いじめに対する措置、対応

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1)段階に応じた対応

レベルⅠ…管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル

(例) 言葉によるからかい、悪口・陰口、軽度の暴言など

→担任・学年教員で対応し、解決を図る。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

レベルⅡ…管理職・生活指導部（担当）を含めた学校全体で共通理解を図り、指導・改善を行うレベル

(例) 仲間はずれ、無視、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする、携帯電話を用いた悪口や無視等の行為など

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

→担任・学年教員とともに、管理職・生活指導担当が指導し、同じ事が繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

レベルⅢ…教育委員会と連携して校内での指導を行うレベル

(例) 暴言・誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷行為等、態様が悪質で被害が大きいもの）

脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）

暴力（蹴る・叩く・足をかける等、態様・被害・影響の比較的軽いもので、レベルⅣの暴力にあたらないもの）

※その他、教育的見地からレベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

→管理職が教育委員会と連携し、指導計画を立て学校で管理職・生活指導担当が指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。

レベルⅣ…教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル

(例) 重い暴力・傷害行為

重い脅迫・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

※その他、教育的見地からレベルⅣとして指導するのが適切と判断される場合

→管理職が警察・教育委員会と連携し、教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

◎被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

レベルⅤ…学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

(例) 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為

(態様・被害の程度、背景事情を考慮する)

※その他、教育的見地からレベルⅤとして指導するのが適切と判断される場合

→教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

留意事項

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめ行為を繰り返し行う等、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときには、教育委員会に報告又は出席停止について意見を具申する。（貝塚市立学校運営に関する規則第14条より）

※具体的な児童や保護者への対応については、（別添）「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

3. いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

運動会、音楽会、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については上記の通り、内容の確認と保存、関係児童からの聞き取り等の調査を行う。そして、掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求を行う。これは、基本的に権利侵害をされた本人またはその保護者が行う。

- (3) 情報モラル教育の推進については、学校からのお便り等を通じて啓発していくとともに、学級や学年における携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラムを学習したり、携帯電話関連の外部講師を招いて学習したりして、子どもたちへ正しい知識と判断力を身につけさせていく。

7. 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、次に定める重大事態が発生した、または発生した疑いがある場合、その旨を速やかに市教育委員会に報告する。さらにいじめ対策委員会で協議し、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

調査実施後、いじめの被害を受けた児童及び、その保護者に対して事実関係等必要な情報を適切に提供する。調査を行う場合においては、当該学校の設置者は情報提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第6章 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行する。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

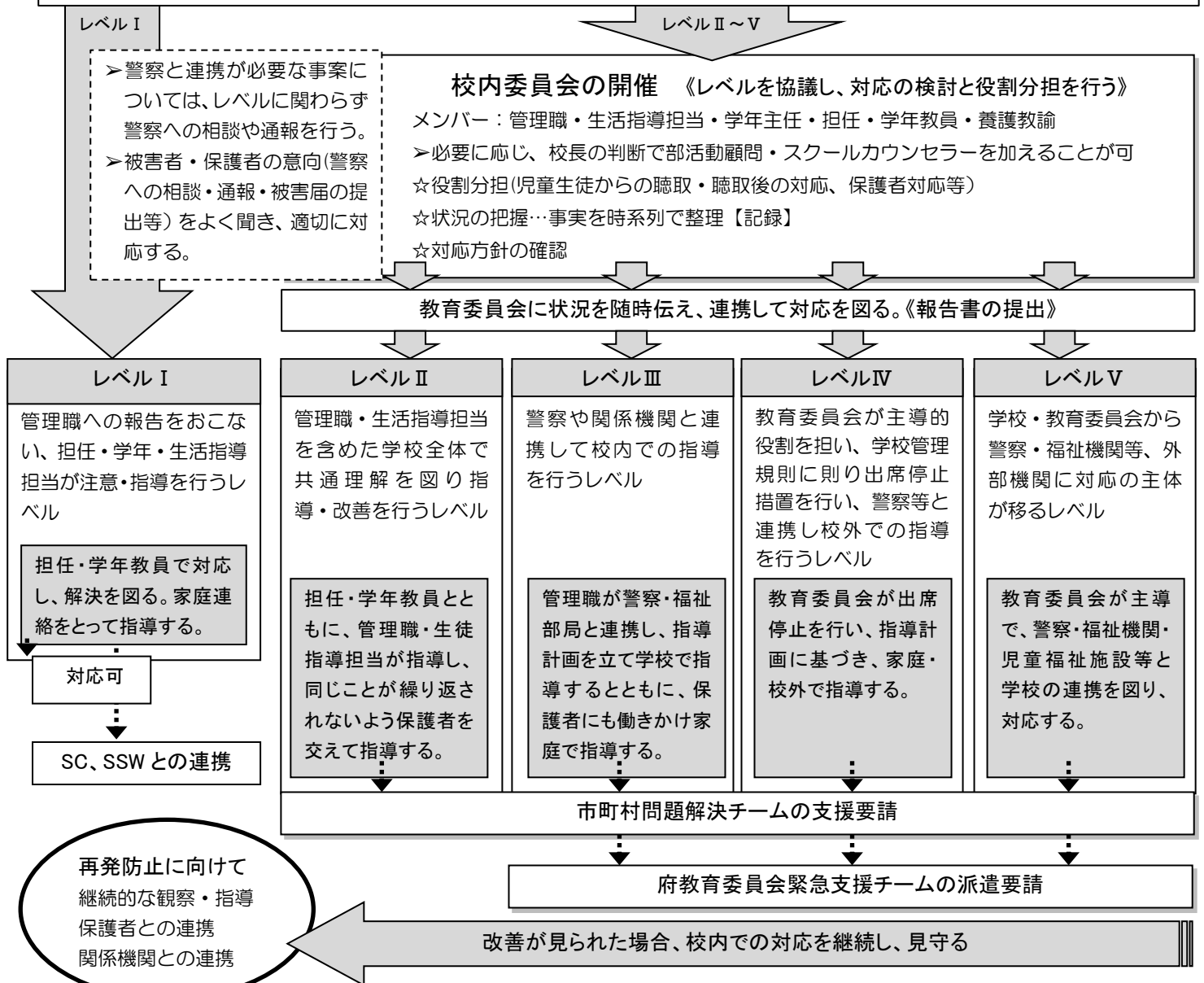
■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの５段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の４点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

➤対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。

➤レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。

➤いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。

➤児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

貝塚市立南小学校 いじめ防止年間計画

	低学年	中学年	高学年	教職員
4月	保護者や児童への相談窓口 周知 1年生と学校探検(2年) (自己有用感の育成) 家庭訪問(子どもの様子の把握)	保護者や児童への相談窓口 周知 家庭訪問(子どもの様子の把握)	保護者や児童への相談窓口 周知 家庭訪問(子どもの様子の把握)	いじめ対策委員会 (年間計画の確認等) 教職員共通理解冊子の読合
5月	家庭訪問(子どもの様子の把握) 運動会の練習(集団づくり)	家庭訪問(子どもの様子の把握) 運動会の練習(集団づくり)	家庭訪問(子どもの様子の把握) 運動会の練習(集団づくり)	いじめ対策委員会 校内研修(主に初任者)
6月	運動会(集団づくり) 学校生活アンケート	運動会(集団づくり) 学校生活アンケート	運動会(集団づくり) 学校生活アンケート	いじめ対策委員会
7月	個人懇談(家庭での子どもの 様子の把握) いじめアンケート	個人懇談(家庭での子どもの 様子の把握) いじめアンケート	個人懇談(家庭での子どもの 様子の把握) いじめアンケート	いじめ対策委員会
夏休み				校内研修(全教職員) 1学期のふりかえり
9月	おもちゃ作り(2年) (集団づくりと自己有用感 の育成)		キャンプ(5年) (集団づくり、コミュニケーシ ョン能力の育成)	いじめ対策委員会 (進捗状況等の確認と検 討)
10月		障害者福祉について(3年) 敬老慰安演芸会に出演及 び、演奏の練習(4年) (自己有用感の育成)	修学旅行(6年) (集団づくり、コミュニケーシ ョン能力の育成)	いじめ対策委員会
11月	いじめ防止プログラム 音楽発表会(集団づくりと自 尊感情の育成) 南っ子アンケート	いじめ防止プログラム 音楽発表会(集団づくりと自 尊感情の育成) 南っ子アンケート	いじめ防止プログラム 音楽発表会(集団づくりと自 尊感情の育成) 南っ子アンケート	いじめ対策委員会
12月	個人懇談(家庭での子どもの 様子の把握)	個人懇談(家庭での子どもの 様子の把握)	個人懇談(家庭での子どもの 様子の把握)	いじめ対策委員会
冬休み				2学期のふりかえり
1月	じぶんのできるよ(1年)	二分の一成人式(4年)	携帯・ネット上のいじめ対 処方法プログラム(5・6年)	いじめ対策委員会
2月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめ対策委員会 (取り組みの検証)
3月	お別れ会の練習 (集団づくり) 入学式の練習(1年) (自己有用感の育成)	お別れ会の練習 (集団づくり)	卒業式の練習(集団づくり)	いじめ対策委員会 (総括と次年度に向けて)
春休み				3学期のふりかえり